

## 第29回（仮称）まちづくり条例検討市民会議

### 会議録概要（委員発言要旨）

平成21年2月27日（金）

#### 会議の成立

委員総数14名 出席委員数8名 半数以上の出席により会議は成立する。

- ・出席委員 ～ 井上、逢坂、笠原、合田、杉本、高橋、中山、水口
- ・欠席委員 ～ 荒井、浦西、小野寺、田巻、橋本、三原

#### 前回（第28回）会議内容の確認

〔中山座長〕

- ・前は、第3条（条例の位置付け）と第4条（基本理念）の条文の確認をした後、基本原則の検討に入る時点で、まず市民の権利や責務を確認して、原則に関する個別条文を検討した上で原則を考えることにし、第9条（市民の権利）まで話し合った。

#### 配布資料について

〔中山座長〕

- ・委員から資料提出があるので、簡単に説明してもらおう。

〔笠原委員〕

- ・まず、平成20年6月に地方自治法が改正になっているが、改正前後の自治法を配布した。改正前の法には市町村役場が行う事業が明記されていたが、昨年の改正では削除されている。これは、民間委託や指定管理者等市場解放のような形と地方分権の流れ等を併せて改正されたと思う。
- ・また、改正後の法の目的部分で「住民の福祉」が初めて盛り込まれた。
- ・以前、自治事務とは何かという議論もあったが、今の自治法では法定受託事務以外すべてとなっていて分かり難いが、昔の地方自治体が行ってきた概要を見ると理解できると思い資料を配布した。
- ・それと、「市民の皆様からのご意見と札幌市の考え方」については、前回の会議で札幌市の予算概要の資料を配布したが、それに対するパブリックコメントを実施されていて、市民の声が予算編成にも関わっている事例として、今後の参考データになると思う。

〔中山座長〕

- ・はじめの資料は、条例の目的を作成する際に使っていきいたい。
- ・もうひとつは、情報共有の議論の中で参考になるものだと思う。

## 条文の検討

〔中山座長〕

- ・基本原則を考える前に各論を押さえる必要があるということで、第3章の「市民」の検討を始めた。今日はその続き、第10条からになる。
- ・細かな文言表現にはあまり拘らず、押さえるべきポイントは何かということに絞って議論していきいたい。

### 第10条（市民の責務）

〔中山座長〕

- ・第9条の市民の権利を受けての責務となるが、この条文に関して意見はないか。

〔杉本委員〕

- ・第2項の「それぞれの実情に応じた範囲で」というのは甘い気がする。「それぞれの意思に基づいて」とした方が良いと思う。

〔中山座長〕

- ・市民が主体であるということを受けてのことだと思う。その方が良いと思うが。

〔笠原委員〕

- ・前回、定義を確認したが、「まちづくり」と「市政」の使い方はこれで良かったか。

〔中山座長〕

- ・「市政」は議会及び市長等が担うものとなっているので、この文面で問題ないと思う。

〔高橋委員〕

- ・「市政」は議会及び市長等が行うものなら、市民が参加する方法は選挙ということか。

〔中山座長〕

- ・市政に市民が参加するとは、どのようなものを指すのか。

〔事務局～企画課長〕

- ・定義でいうと、「まちづくり」の中に「市政」が入っている形なので、全体を括るということであれば、敢えて謳わないという手もある。ただ、行政と議会の部分と市民同士の部分をそれぞれに表したいのであれば、分けるという方法が考えられる。

〔水口委員〕

- ・これは、住民投票を指しているのではないのか。市民が市政に参加する権利として一番大きな手法は住民投票なので、それを含んでのものだと解釈していた。

〔笠原委員〕

- ・本来であれば、「市政」は「まちづくり」の中に含まれると思う。だから後の「市政に参加」は、敢えて入れる必要はあるのだろうか。

〔事務局～企画担当係長〕

- ・第9条第3項で、市民は市政に関する立案、実施及び評価のそれぞれに参加する権利を有しているという形になっている。

〔笠原委員〕

- ・権利として認めていながら、ここで努めるようにする義務化しているのので、第10条では第2項と第4項は不要、第3項だけで十分でないか。

〔中山座長〕

- ・第2項の「意思に基づいて」は必要だと思う。市政に参加することは省いても良いが。

〔笠原委員〕

- ・そこは、今後の議論になる市民参加（参画）の部分との整合性に関わってくると思う。
- ・市民の責務としては、平等で尊重しあうことと自分の行動に責任を持つということだけで良いのではないか。

〔高橋委員〕

- ・第9条第3項のように市政に参加する権利を謳うなら、第5章の「市政の運営」のあたりでその受け皿に関する項目が必要になってくるのではないか。

〔中山座長〕

- ・順に確認するが、第10条の第4項は要らないということで良いか。

〔逢坂副座長〕

- ・権利の第4項と同じように、責務の第4項も削った方がスッキリする。

〔高橋委員〕

- ・第4項は、納税や給食費の滞納のことを指しているのではないということで良いか。

〔事務局～企画課長〕

- ・通常、使用料や手数料のことをいう。

〔杉本委員〕

- ・要するに、納税義務のことではないか。

〔事務局～企画担当係長〕

- ・サービスとは、住民票交付など直接的なものもあれば、道路整備や除雪も含まれる。
- ・それらに対する負担として、金銭的にいうと税による負担ということになる。

〔中山座長〕

- ・第10条の各項が同じレベルのことを話しているのであれば、第1項と第4項は見ている高さが違うと思う。

〔井上委員〕

- ・第9条第4項にある権利に対する責務として、この第4項が書かれたと思うので、権利の項目を削除した今の形では、若干の違和感がある。

〔笠原委員〕

- ・第9条第4項を削ったのであれば、第10条第4項も必要ないと思う。

〔中山座長〕

- ・責務の第4項は削除することにして、第2項はどうか。
- ・市政に関する記述はなくても良いが、まちづくりに関する部分は必要だと思うが。

〔井上委員〕

- ・「努めるものとする」とあるが、状況によっては努められない者もいるので、参画するから責任を持つというような表現にした方が良いのでは。

〔中山座長〕

- ・そこは、杉本委員から出された「それぞれの意志に基づいて、まちづくりを行う責務」と書くと、参画したくない者は責任を持たなくて良いというニュアンスにならないか。
- ・でも、まちづくりは基本的に皆が参加することになっている。

〔井上委員〕

- ・状況的に参加できない人はいる（老人や病人など）。

〔高橋委員〕

- ・広く考えると、そういう人たちも何も寄与していないという考え方はない。

〔井上委員〕

- ・市民は、まちづくりに参画するためには自分の発言や行動に責任を持つものとするような表現であれば、参加した限りは責任を持つというスッキリした形になるのでは。

〔高橋委員〕

- ・この条例の理想とする点がそういうものを求めているのなら、「努めてください」という責務より依頼に近いものだと思う。

〔中山座長〕

- ・依頼なら責務は発生しない。責務の項目に「努める」と書くと厳しいものになる。

〔笠原委員〕

- ・自分の案では「お互いを認め合い、市民自治を共働して推進するよう努める」として、2番目に「市政に参画するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持つこと」というように、この条例で考える行政サービスは私利私欲ではないという意味合い。
- ・例えば「市民自治、まちづくり」と称して何らかの・・・ということにならないための歯止め条項なのではないか。

〔高橋委員〕

- ・いずれは、そうなるところに目標が置かれるのでは。他の法律（建築基準法など）でも努力目標であったものが義務化されてきている傾向にある。

〔笠原委員〕

- ・新自治法では、旧法で考えていたものが民間に開放されてきている。それも昔やっていた行政サービスの一環で、これもまちづくりだと言われると、その限度があると思う。
- ・それによって、自分の発言と行動に責任を持つということが、どこの条例にも書かれている。解説のときに難しくなるのかと思う。

〔中山座長〕

- ・第2項の「市政に参加するよう」は除くことは一致した意見と捉えて良いか。

〔高橋委員〕

- ・受け皿が整備されているなら、参加するように呼びかけるべきかと思う。

〔杉本委員〕

- ・参加できる市政を後で定義すれば良い。

〔井上委員〕

- ・第9条（権利）を受けての責務なので、市民が読んですんなり入る表現の方が良い。
- ・「参画するなら」という表現を先に述べて、参加する場合はこうした責任があるということが分かるものであれば良い。

〔高橋委員〕

- ・書くことによって、その当たり前のことができていないということにならないか。

〔井上委員〕

- ・条例は、当たり前のことを書くことが大事。

〔中山座長〕

- ・では、第2項と第3項を合わせて、まちづくりや市政に参加する場合は責任を持つというような形ではどうか。
- ・でも、第3項の「前条の権利を行使するに当たっては」も残したい。
- ・合わせると長くなって分かり難くなり、分けると同じ言葉が出てくることになる。

〔逢坂副座長〕

- ・第2項がどう、第3項がどうという考え方ではなく、市民の責務を大まかに考えると、市民が主体であり自覚すべきことと行動や努力をすべきことの2つがあると思う。
- ・そうすると、責任を取らなければならないのは第3項であり、第2項は努力目標という形で捉えると、両方が活きるのではないかと思う。
- ・分けないのなら、責任の第3項だけにしてしまった方が良い。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・第10条を規定した意図は、第9条の権利を行使するためには権利に参加してもらわなければいけないということ、権利を行使する場合は責任を持ってくださいという2つであることを理解願いたい。

〔笠原委員〕

- ・ということであれば、第10条第1項は要らない。第9条に権利として認められている。
- ・第2項は第9条第3項に対応していると考えれば、まちづくりに主体的に参加する権利が保障されているので、参加しましょうという努力目標になる。
- ・第9条第3項（2）の市政に参加するというものに対しては、発言や行動に責任を持ちましょうという解釈で良いのではないか。

〔高橋委員〕

- ・第9条第1項は市民自身の権利であり、第10条第1項は他人への義務と考えれば、同じにはならないのではないか。

〔井上委員〕

- ・「～し合う」なので、自分だけの権利でなく相手の権利を認める責任があるということをお願いしたいと思うので必要。
- ・第2項と第3項の表現を実情に合わせて変えた方が良い。

〔中山座長〕

- ・第3項はこのままで良いと思うが、第2項は「努力する」ではなく、参加する場合には「貢献する」といった表現を使ってはどうか。

〔笠原委員〕

- ・参加する権利は誰にでもあるが積極的に参加してくださいという、それだけで終わっている。それ以上のことは言えないと思う。

〔高橋委員〕

- ・これと呼ばかけることによって、市民の責務でなく、行政側の責務がむしろ増える。

〔笠原委員〕

- ・それは別のところで参加の保障をすることになるからいいのか。
- ・第10条第1項を残すのであれば、参加するという前提の下なので、参加した場合という条件付であることを解説に書いてもらった方がよい。

〔井上委員〕

- ・最初に「市民はまちづくりに参加する場合は(参加するに当たっては)」と書けば良いのではないか。

〔高橋委員〕

- ・それは変だと思う。参加することで責務が発生するなら参加したくないという考えにならないか。

〔中山座長〕

- ・参加することは権利を行使することであり、行使した場合には責務は発生する。

〔井上委員〕

- ・参加したくてもできない人もいる。
- ・例えば赤ちゃんとか参政権がない人は別だが、市民の一人として認められ、年齢相応の権利は与えられている。

〔高橋委員〕

- ・参加できるのにしない人たちという点が、この条例を作らなければならない基のような気もする。
- ・自ら公益的なことをやる人は少なく、そういう人たちを動かすための条例であるなら、この辺はきちんとやっておかなければいけない。

〔笠原委員〕

- ・憲法の第13条に「生命、自由及び幸福追求の権利」があるが「公共の福祉に反しない限り」という但書がある。その但書の部分が第10条第3項のことなのだろうと思う。
- ・第9条第1項で「安全で安心な生活を営む」権利があることを規定して、その次の段階で、より良い生活環境にするためにはまちづくりという状況になるので、それに対して参加する権利は当然認め、参加する以上は公共の福祉に則るということが本来のことだろう。

〔中山座長〕

- ・多分、井上委員と自分がこれで良いと言え、第2項はこのまま決まる気がするが。

〔高橋委員〕

- ・共働でまちづくりをすることを考えた時、それを一番望んでいる人は弱い立場の人で、強い対場の人、共働しなくても良いというところが強いと思う。そういう人たちを巻き込んでいかなければ何も変わらない。

〔井上委員〕

- ・強いとか弱いとかというのは、それぞれの立場によって思いは違ってくる。この条例の表現は、どんな人が読んでも、その人たちの中で万人に普遍的なものの方が良いと思う。

〔高橋委員〕

- ・それは建前で、実際に現れてくる効果がなければ共働でのまちづくりは叶わない。

〔中山座長〕

- ・強い弱いは別として、参加するように努める責務をここに書くことで、参加を促進するという意味合いにならないか。

〔高橋委員〕

- ・参加することで責務が発生するなら面倒くさいから参加しないという人が多いと思う。それがいるのなら協働の時代で十分動いていた可能性が高い。
- ・この条例は、今までのようにボランティア活動などを率先してやる人たちだけで満足するのか、もっと深いところの人まで動かしたいのかということだと思う。

〔井上委員〕

- ・ボランティアは個人の意思に基づいてのものであり、誰にも強制することはできない。権利や責務は誰が読んでも、それぞれの立場で理解できるものが良いのではないか。

〔高橋委員〕

- ・今までボランティアをやってきた人は今後もやってくれるはず。条例を作るからには、そうでない人にも動いて欲しいという思いはないのか。モチベーションは上がらない。

〔中山座長〕

- ・高橋委員の考え方も分かるが、敢えて書くということにはならないか。きつくなるが。

〔高橋委員〕

- ・きつくするか弱くするか。そこをしっかりと考えなければ今までと何も変わらない。

〔井上委員〕

- ・語尾を「努めるもの」とするより、参加するなら発言と行動に責任を持って、権利を行使するなら公共の福祉等に充分気を付けなさい、のように書いた方がスッキリするのでは。

〔高橋委員〕

- ・それを書くことによってハードルが上がる。

〔中山座長〕

- ・ハードルが上がるとか上がらないというのは別にして話をしたい。
- ・この会議では、今までより突っ込んだ形で市民の責務として参加に努めると書いてしまうかということ。

〔高橋委員〕

- ・この会議の公募委員への応募は5人だった。北見の人口を考えると、実際に参加できる人は軽く3万人はいるはず。その現状を変えるという目的があるなら、そこをどうするかだと思う。
- ・今までどおり興味がある人だけがやるのなら、それでも良いが何も変わらない。集まってきた人がもっと一生懸命やってくれれば良く、他の人は「誰かがやってくれる」からと思うだけ。それならば、こんな条例を作る必要はない。

〔杉本委員〕

- ・参加意欲を強調するなら、市民の権利でプラスした方が良いのではないか。具体的なものは思い浮かばないが、責務の方には参加した場合の責務を明記して、それに見合う程度の参加意欲が沸くような権利にすれば良いと思う。
- ・どうせ秤にかけるなら、責任の方が重いという秤でなく、参加した方が得だと思わせるものの方が良いと思う。
- ・市民の責務で考えるなら、必要なのは第3項だけだと思う。

〔高橋委員〕

- ・第3項だけで良いなら、わざわざ市民の責務という項目を設けず、権利を行使するための但し書程度の位置付けでないか。権利と同列に並ぶものではない。第10条第3項ではなく第9条第1項の但し書となるべき。

〔中山座長〕

- ・権利と責務を分けている以上、権利の中に責務が入るのはおかしい。

〔逢坂副座長〕

- ・権利と責務は一对の関係で、どちらが重いとかという問題ではない。

〔杉本委員〕

- ・市民の権利で「参加する人、しない人、できない人」ということが出ていたが、存在するだけで市民としての権利が発生するということは基本的な考え方だと思う。
- ・居るだけで参加していることになるのなら、第10条第3項の「権利を行使するに当たっては」を削除したら良いと思う。

〔井上委員〕

- ・第9条第2項の権利を行使するためには、私たちにも責任があるということを経済として表したいということではないのか。

〔杉本委員〕

- ・大事なのは第9条第2項ではなく、第9条そのもので「安全で安心な生活を営む権利を有する」という部分である。

〔井上委員〕

- ・そのために、第2項や第3項の権利を有するということを表現しているのではないか。

〔杉本委員〕

- ・それらは、安全で安心な生活を営むことを実現するための方法論のようなもの。

〔井上委員〕

- ・その方法のために、まちづくりに参加する際には自分の発言や行動に責任を持つこと、権利を行使する場合は公共の福祉などに配慮することを謳ってはどうかということ。

〔高橋委員〕

- ・それは厳しすぎる。

〔中山座長・井上委員〕

- ・それは厳しくない。逆に、参加するよう努めるという方が厳しい。

〔高橋委員〕

- ・それなら今までと変わらない。



〔井上委員〕

- ・今までと変わらないことが厳しいと言うなら、話が合わないのでは。

〔中山座長〕

- ・高橋委員は、自身の経験を通して具体的なことを言っているのだと思うが、市民参加の項目で書けば良いものではないか。
- ・市民の責務の中で、参加に努めるという責任を負わせるのは、できない人も多くいる中では一般的には言えないことだと思う。例えば「市政に参加するように努める」としても立場的にみんなが参加できるわけではなく、努めなければいけないというのは重過ぎる。

〔高橋委員〕

- ・そこは言い方の問題だと思う。

〔中山座長〕

- ・言い方ではない。「努めるものとする」とすると間違いなく責務はかかる。そうすると、それを実行できない人は責務を果たしていないことになる。

〔杉本委員〕

- ・話が変な方向に行ってしまうている。市民の権利で一番重要なのは、第9条の「安全で安心～」である。この対象は定義されている市民すべてであり、これに対する言葉は、削除されたが第4項だと考える。
- ・そして、具体例として積極的に参画するなどのことは、責務やルールとして出てくるものだと思う。細かいルールを決めてしまうと、ただ一人で住んでいる人は権利を行使できなくなってしまう。
- ・とにかく、一番重要なのは第9条第1項の文章であり、それを維持するために市民として納税義務などの応分の負担をするということで良いと思う。
- ・情報を知る権利などは、その次のレベルのものである。

〔中山座長〕

- ・第9条にはそれらのことも書かれているので、それを受けている第10条第1項と第3項は外せないと思う。
- ・参加するように努める責務は与えなくても良いと思う。

〔高橋委員〕

- ・そこは、そのような言い方でないやり方もあると思う。

〔杉本委員〕

- ・政治参画のように能動的アクションのことばかりイメージすると辛くなる。
- ・居るだけで尊重して守っていくことが条例の基本姿勢であり、そこを重要視してそれに見合うだけの責務を考えるべきだと思う。それ以上の要求は要らない。

〔笠原委員〕

- ・旧自治法第2条では、役場は生活困窮者や病人等の面倒を見なければならぬとあり、実際に今でも面倒を見ている。たたき台の第10条第4項では行政にやってくれということになる。しかし、今作っているのは市民同士の自助・共助の部分であり、この条文が削除されたということは、生活困窮者や病人等の面倒も自分達で見なければ駄目だという解釈をすれば、市民の責務は「努める」ようにしなければ助け合いにならない。

- ・第4項があると行政任せの旧自治法の考えに戻ってしまうが、新自治法の発想で考えると、第2項も表現的に強いのかもしれないが、「実情に応じた」という表現など事務局は相当配慮したのではないかと感じる。

〔杉本委員〕

- ・確かに、第4項は法律で決められている納税義務などのことなので、カットしても良いのかもしれない。

〔笠原委員〕

- ・これを入れると、払えばやってもらえるという発想に戻ってしまうおそれもある。

〔中山座長〕

- ・他市の条例では「努めるものとする」としているものもある。第10条第2項は、杉本委員の案のように「それぞれの意思に基づいてまちづくりを行う」として、市政に参加の部分はどうか。

〔笠原委員〕

- ・意志に基づくというより、本来であれば居ること自体で責務が発生すると思う。

〔高橋委員〕

- ・受け取り方の問題で、「努める」といった場合、できていなくても努めていると自分思うことはできる。逆に、やらなければならないものだと言われれば真面目に受け取る者もいる。

〔井上委員〕

- ・「努める」を入れるのなら、「実情に応じた範囲～」のままにしておいた方が良い。「意志に基づいて～」とはならない。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・ここは、責務だから「実情」にした。まちづくりは市民自らの意思でやることは当然のことであり、そのことは別のところに書いてある。

〔高橋委員〕

- ・努めるというのは、あくまでも自己評価だと思う。今時点でアクションを起こしていなくても、いつかやりたいという思いでも良いのかもしれない。

〔中山座長〕

- ・いままでの話を総合すると、第10条第2項は原案のままで良いということになるのではないか。
- ・責務（第10条）の第1～3項はそのままで、第4項は削除するということが良いか。

〔高橋委員〕

- ・第3項はもう少し優しい表現にしてあげたい。
- ・権利を行使することが付くのは当然だが、行使したくても責務という点で引くことが市民参加を妨げうと思う。

〔笠原委員〕

- ・前項の権利というと第9条すべてが含まれるので、ここで言うのは「まちづくり」や「市政への参加」と限定した方が良いのではないか。
- ・第9条第1項にまで及ぶことになると、発言や行動に責任を持つことは当然だが、生存そのものに対してまで言うものではない。

〔高橋委員〕

- ・当たり前だという世間の認識があるなら、敢えて書く必要はないのではないか。

〔井上委員〕

- ・ここは、このままの方が良いのではないか。

〔高橋委員〕

- ・必要なのは分かるが、もう少し優しく言えないだろうか。

〔中山座長〕

- ・笠原委員が言うように、このままだと第9条第1項も含んでしまい、自由や幸福を追求し、安全で安心な生活を営む権利に責任を持たせるのもおかしい気がする。
- ・第2項と第3項は問題なく、これらを「まちづくり」という表現で包括できると思う。

〔笠原委員〕

- ・まちづくりだけで良いと思うし、発言と行動だけでも良いと思う。

〔中山座長〕

- ・第10条をまとめる。第1項と第2項は原案のとおり、第3項は「市民は、まちづくりに参加するに当たり～」とする。そして第4項は削除ということにしたい。

#### 第11条（子どもの権利等） 第12条（事業者の社会的責任）

〔中山座長〕

- ・次に、子どもの権利等ということで第11条にあるが、これについて意見を伺いたい。

〔笠原委員〕

- ・北見市の場合、計画策定などの場面で小中高生に対してアンケートを実施している。そういう意味では、現在でもまちづくりに関わっていることになる。それをより一歩進めるという形での表現かと思う。

〔井上委員〕

- ・ここに敢えて「子どもの権利条約に基づき」と入れては駄目だろうか。
- ・子どもの権利条約は批准されたものなので認めているが、北見市はそれをどこまで尊重するのかということだと思う。

〔事務局～企画課長〕

- ・市民には子どもも含まれている中で、敢えて子どもを出すこと、また子どもだけで良いのかということ整理することが出てくると思う。

〔中山座長〕

- ・それは第12条にも関わってくる。市民の権利と責務を謳った後で、敢えて子どもと事業者のみを抽出して書くこと、これはキーワード整理の過程で出ていたのでこのような形になっているが、果たしてこれで良いのかという検討が必要である。

〔笠原委員〕

- ・基本的には、子どもの権利条約がこれによって北見市でも条例化されるようにということだと思う。札幌市では既に条例化されている。
- ・子どもに対して保護する場面と、北見市として子どもの育て方に対して今後考えていかなければならない。そのためには、子どもの意見表明を認めていくことだと思う。

- ・事業者については、ある意味では自由であり企業活動については問題ないが、北見市の環境への配慮や、発展に寄与するような活動をしてもらいたいということだと思う。

〔中山座長〕

- ・肯定的な意見が出されている。
- ・第 11 条では「子どもの権利条約に基づいて」というフレーズを入れた方が良さそうだ。

〔高橋委員〕

- ・北見市で、子どもの権利条約を作るとのことなのか。

〔井上委員〕

- ・国際条約で日本は批准しているが、大人も知らないし子ども自身も教育されていない。

〔逢坂副座長〕

- ・だから、最高規範であるこの条例に規定しておく、後でやり易くなるということ。

〔笠原委員〕

- ・そこで、「関わるができるものとする」の他に、現実問題として子どもの権利を保障することで、条例が制定し易くなると思うので、文言整理が必要。
- ・まちづくりに関わるだけなら現状のままでも問題ないが、北見版の子どもの権利条約を作る方向性であれば、前後に「子どもの権利を保障する措置を講ずる」のような文言を加えるべき。

〔高橋委員〕

- ・国として批准しているものなので、北見市はさらに認識しようという考え方で良いか。

〔井上委員〕

- ・子どもの権利条約に基づきと書けば、その 54 条は大事にしようという意識を持たせることができると思った。

〔中山座長〕

- ・さらに、愛郷心が育まれるように、北見市独自の言い回しで盛り込めると良い。

〔笠原委員〕

- ・本来、子どもの教育は地域が取り組むべきであり、子どもをどう育てるかによって地域の将来が決まってくることに繋がる。
- ・子どもの権利条約にはDVなどマイナスの面も多いので、ここでは子どもを育てたいことと子どもを守りたいことの両面を表現したい。ただ、守りたい方を強調すると、子ども以外の障がい者や高齢者はどうするのかという問題が出てくるの。
- ・まちづくり条例の関係からいくと、まちづくりに参加するためのより良い教育環境を市が保障していってもらえれば良い。
- ・他の自治体でも、まちの魅力として子育てしやすいということをメインテーマにしていることが多い。北見の場合は病院もあって、産みやすく育てやすいと思う。それをまちの特色として充実させていくということもある。

〔中山座長〕

- ・第 11 条は残すこととし、細かな文言整理は事務局との間で整理するが、最低でも子どもの権利条約に基づくとい文言は追加して、このまちを愛しながら育つことができるようなエッセンスを盛り込むこととする。

〔杉本委員〕

- ・子どもの権利と事業者の社会的責任の2つがピックアップされる特殊性を確認しておく必要があるのではないか。
- ・権利条約をそのまま謳うのか。違和感を持つ。

〔中山座長〕

- ・それは最低守ること。それより、地域の特徴など考慮しながら子どもが育っていくかということ盛り込む方が大事だと思う。そういう面では杉本委員が言うとおりだと思う。

〔杉本委員〕

- ・ここに子どもの権利を書くことに反対ではない。その理由が、子どもは意思決定などができないからという認識の上で、きちんと守るという意味で書かれるなら良いと思った。
- ・条約や条例があるからという条件付けではなく、第9条で市民意思などをやっているの、それに比例して、手続き上で子どもは自分の考えを表現できないという特殊性からここで謳うなら問題ない。

〔中山座長〕

- ・内容としては、そういうことである。

〔杉本委員〕

- ・そのように整理しなければ、先にも出ていたような弱い立場と言われる人たちのことを書いていないことの理由付けにならない。

〔中山座長〕

- ・まちづくりを促進できるような権利を子どもたちに与えることが基本になると思う。

〔水口委員〕

- ・杉本委員が言ったような権利を守ってあげることが大事だが、もうひとつの背景として子どもたちが自分のふるさとを守る意識を持てるように、権利を認めてあげるという表現が必要だと思う。
- ・自分たちの地域社会、ふるさとを大事にする子どもたちを育てながら、権利を守っていくといったような文言があってしかるべきだと思う。

〔笠原委員〕

- ・具体例として、合併時に旧市町の社会科副読本が統合された。それも一部の学校の関係者のみで行われた。旧町のものも残すよう要望したが、予算的な理由で却下された。
- ・子どもの権利条約の中にも、子どもに適切なものを与えなければならないという条文がある。自治区のものが半分あって、北見市全体のものが半分でも良いのではないか。

〔水口委員〕

- ・旧端野町の議会でも議論されたが、結果としては統合された。

〔笠原委員〕

- ・副読本の見直しも含めて、結局それがまちづくりに繋がることになるので、是非盛り込みたい。

〔高橋委員〕

- ・弱い立場だからではなく、担い手として入っているのだと思っていた。事業者も子どももまちづくりを進めるための重要なエッセンスだから入っていると認識していた。

〔水口委員〕

- ・未来を託す子どもたちだからこそ、先に言ったことをどこかに盛り込んで欲しい。

〔中山座長〕

- ・北見市の特徴を生かした教育が各地域の子どもたちに与えられるような権利といった内容で書きたいと思う。文言表現は事務局と座長で整理したい。

〔笠原委員〕

- ・自治区設置の問題とも絡むので、まちづくりに対する考え方を全体で区分していかなければならず、ここだけで表現するのはかえって難しくなる。

〔中山座長〕

- ・それを可能にする書き方はあると思うので検討してみる。

〔杉本委員〕

- ・第11条は「子どもは地域社会の将来的担い手として尊重され」という文言を付加すれば水口委員や高橋委員の想いは反映されるのでないか。

〔笠原委員〕

- ・単に社会の一員ということだけでなく、将来を担うという意味では良いと思う。

〔高橋委員〕

- ・自分が子どもだったら、発奮するかもしれないが、重荷に感じる気がする。

〔杉本委員〕

- ・少し重くても良いのでないか。「残ってくれよ」と言えるくらいの条例であるべき。

〔中山座長〕

- ・もう一度整理する。第11条は書き方の課題は残るが、最低でも、子どもの権利条約に基づいた上で、未来に担い手である子どもたちの権利を守ることを北見の特徴を織り交ぜながら書き直すこととする。
- ・第12条、事業者の社会的責任に関してはこのままで良いか。

〔逢坂副座長〕

- ・これは、このままで良いのではないか。(他委員からの異論はなし)

〔中山座長〕

- ・以前の協議で確認したとおり、次は原則を考えるために各論の検討に入っていく。

第30条(情報の公表、提供及び公開)、第31条(説明責任)、第32条(個人情報の保護)

〔中山座長〕

- ・第30条は以前の会議で少し触れており、第1項の中ほど「市民に分かりやすく」の後に「積極的に」という言葉を加えることだけを確認している。
- ・ここでは章単位として、第30~32条を総合的に見て話を進めてもらいたい。

〔高橋委員〕

- ・第30条第1項と第2項の違いは何なのか。意図があって分けているのだろうと思うが、第2項にある「その保有する」というのは、範囲が広がったのか狭まったのか。

〔杉本委員〕

- ・議員としての個人情報のようなものまで含まれてしまうのだろうか。

〔中山座長〕

- ・公表と公開という言葉の意味の違いはあるが、広い意味での情報公開だということであれば第2項を生かして第1項を削除することも可能で、市政に関するものだけだというなら第1項を生かすことになるのでは。

〔杉本委員〕

- ・市民として知りたいのは政治的活動内容だと思う。保有する情報すべてを知りたいわけではなく、公益的に活動しているかということだけが知りたい。

〔逢坂副座長〕

- ・第30条は、情報の公開という考え方でいくと、情報公開条例が下に付くことを前提とした条文ではないか。
- ・市政に関する情報は市民も共有する財産なので、参画や共働する場合に市は分かり易く提供しなければならない。
- ・したがって、情報公開と情報共有の2本立てで考えた方が整理し易いと思う。

〔高橋委員〕

- ・第2項の「その保有する情報」の範囲が分からない。範囲規定がなければ条例として成立しないのでは。

〔逢坂副座長〕

- ・議会や行政が保有する情報は市民との共有財産であり、市民には知る権利があり、行政や議会はそれを適時分かり易く市民に提供するというものでないか。

〔高橋委員〕

- ・求められたら公開するということか。定義付けが分からない。

〔逢坂副座長〕

- ・求められたら公開するということは、情報公開条例のことだと思う。求められなくても市は自発的に共有財産たる情報を発信しなければならないということ。

〔高橋委員〕

- ・それは第1項のこと。第2項の意味が分からない。

〔杉本委員〕

- ・「公表」はホームページなどのように積極的に見せることで、「公開」は書庫などに陳列してある状態、「提供」は求められた時の応答ということではないだろうか。

〔笠原委員〕

- ・一般的に、「公表」は何らかの媒体を活用した形のもので、「提供」は情報公開請求等によるものではないか。
- ・他の所を見ると、2項目で「市民が容易に情報を得ることができる仕組み体制を整備します」となっているものが多い。
- ・ここにある第2項は「公表、提供」両方を合わせて「公開」ということで良いと思う。

〔中山座長〕

- ・「公表、提供」は不要ではないか。第2項の「情報の公開」だけの方が分かり易いと思う。

〔笠原委員〕

- ・そして、先ほど言った条件整備の条文を入れた方が良い。

〔事務局～企画課長〕

- ・情報公開条例について、「何人も」情報公開できることになっているが、対象となったのは保有するものだけだったが、今の情報公開条例は、ないものでも作って公開しようという流れになってきている。
- ・ただ、現在の北見市の条例では、そのようになっていない。
- ・財政状況は広報などで公表はしているが、情報公開で請求されたものについては、あるものだけを公開し、それ以外は文書が存在しないから公開はできないとしていた。

〔中山座長〕

- ・将来的に保有するものだけではなく作ってでも公開するということになるのであれば、この条例素案の中では「保有する」という表現は除いた方が良いのではないか。

〔井上委員〕

- ・保有するものは、きちんと公開するという意味で、残しておくべきではないか。

〔中山座長〕

- ・そうすると、保有しないものは出さなくても良いということになってしまう。

〔井上委員〕

- ・それは、別の条文で「努力する」というような形で出せば良い。

〔笠原委員〕

- ・逆に、情報公開条例が既にあるので、保有する情報だけではなくプラスアルファして出していくことになる。

〔事務局～企画課長〕

- ・情報公開条例をそうした流れにもっていくことも今後は必要になるかもしれない。

〔笠原委員〕

- ・情報公開条例の範囲と、市の財務状況などの公表は別のものなので、市民に対する情報サービスの意味がまったく違う。これからの市の状況（借金など）を市民に自覚してもらう作業が必要。

〔中山座長〕

- ・神原私案には「市の公共課題に関する必要な情報の作成及び公開を市民は提案する権利を有する」とある。このような書き方をすれば、新たな資料を作成させることも可能だと思うので、その一文を加えた上で第2項を生かし、第1項を削除することでどうだろうか。

〔杉本委員〕

- ・情報の公表、提供、公開のグレードはある程度明確にしておかなければ、何でも出せということになってしまうので、使い分けが必要だと思う。まとめると誤解が出る。

〔笠原委員〕

- ・そういった監視機関は他の形として、ここに附則のようなものを付けるとややこしくなるから、原則的な部分だけを書いて、チェック機関は別に機能させた方が良いと思う。

〔水口委員〕

- ・市民との情報を共有するというのであれば、その仕方を明示するべき。情報弱者への対応なども必要だと思う。



〔逢坂副座長〕

- ・情報を共有するのは、市民が市政に参画したり共働したりするために情報が必要だからであり、そこで、行政は情報を共有するために措置しなければならない。そういった内容が必要。

〔笠原委員〕

- ・具体的に言うと、北見市の借金は幾らなのかというときに、今までは利息抜きだったが先の議会では利息を含めた額が示された。市民としては利息込みの額が普通だと思う。市民のまちづくりへの参画という視点からも情報の出し方は非常に大事な部分だと思う。
- ・これを最高条例として出すなら、資料提供や財政の計算の仕方も変えてもらわなければ困るという話。

〔中山座長〕

- ・一旦まとめると、第30条第1項は削除して第2項は生かして「積極的に公開する」という形にする。
- ・知る権利に関すること、システムに関すること、必要な情報の作成に関すること、共有に関すること、以上4つのキーワードを基に項目を加えるという意見だったと思う。
- ・具体的な条文はこれから考える。
- ・次に、第31条（説明責任）及び第32条（個人情報保護）はどうか。

〔笠原委員〕

- ・説明責任とは別に、市民からの問合せに対する応答の仕方（応答責任）について規定すべき。自分も時々市に対して質問書をだしても回答が無いことが多々ある。

〔逢坂副座長〕

- ・応答責任に関しては、第27条（要望、苦情等への対応）の内容が絡むのではないか。

〔笠原委員〕

- ・ここはあくまでもクレーム処理だと思う。例えば「市長への手紙」は要望、苦情への対応に入るのか。市長のまちづくりへの参考にしてくださいというものではないか。

〔事務局～企画課長〕

- ・第27条のタイトルをどうするかという部分があるが、笠原委員が言ったことは市では広聴にあたるもので、「市長への手紙」や陳情、要望などをまとめて考えると第27条の内容になる気がする。説明責任とは別に考えるものだと思う。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・苦情という形で捉えてしまうと第27条が規定する範囲が狭くなるが、ここはかなり広い範囲で応答責任ということになる。第31条は、市自らに説明責任があるということを規定している。

〔中山座長〕

- ・ここでポイントになるのは、これに情報公開が含まれるのかどうかということ。含まれるのであれば問題ないと思う。情報公開に関する権利を行使して、説明を受ける権利を要望苦情に含んでいるのなら良い。

〔高橋委員〕

- ・それは別に考えることではないか。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・それは、市民側に情報を知る権利としてある。

〔中山座長〕

- ・何か説明を求めた時に応答してもらえるようにということではないか。

〔事務局～企画課長〕

- ・それは第 27 条で、要望等に誠実に対応することを規定している。

〔中山座長〕

- ・情報公開に関する資料もここに含まれるということになるのか。それが含まれるのであれば要らないと思うが。

〔笠原委員〕

- ・第 27 条は行政へのクレームに対する処理のような狭いものを感じる。第 31 条の説明責任は、市長が議会や記者会見で公表するといったことだと思う。
- ・この条例で考えるべきことは、政策等の立案、実施、評価の過程において出てくるもの。除雪等でのクレームという問題ではなく、まちづくりそのものに関わるような範囲を広げたいということで、第 27 条の文言を修正して「説明責任・応答責任」としたらどうか。

〔杉本委員〕

- ・「苦情」というのは、市役所側の受け方は「苦情」なのかもしれないが、言っている方は意見として言っていると思う。ここは「意見・要望への対応」になるのではないか。
- ・市民から寄せられる困ったことや疑問点などを「苦情」と表現してはいけないのでは。

〔笠原委員〕

- ・これは行政が行なった結果に対してのクレーム処理のように受け取れるが、そうではなく、もう少し積極的にまちづくりに関わる市民の疑問等に誠実に応えるということ。

〔中山座長〕

- ・そうすると、「説明、応答責任」としたら良いのか。

〔笠原委員〕

- ・行政の仕組みを改善するためのものだとしてプラス評価してやってもらわないと、単なる苦情処理となってはいけない。
- ・具体的な話では、旧常呂町の不祥事はどうしたら解消できるのか、それに対して北見市民の税金が使われるということで、きちんとした応答をしてもらいたい。

〔中山座長〕

- ・今までの意見をまとめると、第 31 条の文末は「市民に分かりやすく説明、応答する責任を持つものとする」として良いか。

〔笠原委員〕

- ・第 31 条は運営の状況だけだと思う。運営の中に政策立案や実施、評価を含めることも可能かもしれないが。

〔中山座長〕

- ・「まちづくりに関わる情報について市民に分かり易く」と修正したら良いのか。

〔井上委員〕

- ・市民からの意見、要望に対しては応答する責任があるということで良いのでは。

〔高橋委員〕

- ・情報はネガティブなものだけではない。

〔笠原委員〕

- ・ネガティブは、プラス面に改善するためのものだと押さえれば良い。

〔高橋委員〕

- ・市民としてまちづくりを何かやっけていこうとすれば、欲しいデータやネットワークなどがある。そういったものが簡単に出てこなければならない。

〔中山座長〕

- ・第 27 条の内容と重なる部分が多いと思うが。

〔高橋委員〕

- ・それは意見や要望であり、こちらはデータとして欲しいものを自分で調査するのでなく市が集めているものがあるだろうということ。

〔井上委員〕

- ・座長は、第 31 条を「説明・応答責任」として、第 2 項に市民からの意見に対する応答責任を負うと書くと、第 27 条と重複するのではということを行っているのでは。

〔中山座長〕

- ・第 31 条を「議会及び市長等は、市民からの要望に対して分かりやすく説明、応答する責任を持つ」とすると、第 27 条にかなり似た文章になってしまうのでは。

〔井上委員〕

- ・第 31 条は、状況について言われなくても説明する責任で、応答責任とは言われた時に応えなさいというものなので、「説明・応答」というのは違うと思う。
- ・第 27 条に応答責任の意味があるなら、敢えて書く必要はないかと思う。

〔笠原委員〕

- ・逆に、第 27 条を削除して第 31 条第 2 項として付けた方が分かり易い。

〔中山座長〕

- ・その方が良いと思うので、第 27 条を削除することとする。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・考慮していただきたい点として、たたき台をこのように組み立てた理由がある。
- ・応答責任は行政側にあるということで、あくまでも市長等の部分として謳っているのが第 27 条である。さらに、権利救済の義務も市長等にはあるということを第 28 条に期待している。これはオンブズマン設置の基となるもの。第 27、28 条は、市長等の「公正と信頼の確保」という意味では落とすことができないものとする。
- ・第 6 章の情報共有については、市民と市長等の間と考えた場合、情報を共有するという原則に従って自治を進めるとき、市民に分かり易く伝えることという責務を市長等側に負わせるという規定をしている。
- ・そういった趣旨で第 6 章と市長等（第 5 章）を分けている。その点を理解された上で、第 27 条の規定を第 6 章に移すという結論であれば、意見として可能だとは思う。

〔中山座長〕

- ・ならば、このままで良い。

〔笠原委員〕

- ・いや、第 27 条は市長等であり議会が入っていない。議会を含めた応答責任は当然ある。

〔中山座長〕

- ・だから、第 27、28 条はオンブズマンの規定となっているのでそのままにして、さらに第 31 条に「議会及び市長等は、市民からの要望に対して分かりやすく説明、応答する責務を持つ」と加えれば良いのではないかと。今の説明ではダブるものではないと理解した。

〔杉本委員〕

- ・ダブったとしても応答責任は付けた方が良い。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・笠原委員の意見の部分だが、このたたき台では主体ごとに条文を整理しており、議会の章にもある。条文としては第 13 条第 2 項で「開かれた議会運営を行うもの」としているが、足りなければここに情報公開を入れることも可能。

〔笠原委員〕

- ・それはあくまでも議会側が考える開かれた議会であり、市民側（傍聴側）から見た場合には別なあれがある可能性がある。それで、情報共有をできればして欲しいというのが情報共有で、そして説明責任、応答責任ということ。

〔中山座長〕

- ・敢えて残しても良いのではないかと気がするが。

〔笠原委員〕

- ・では、当面は第 27 条を残しておき、第 31 条第 2 項に応答責任を明記してもらえれば、より完璧な形になる。

〔水口委員〕

- ・議会の説明責任というのは、誰がどのように説明するのか。

〔笠原委員〕

- ・議事録ひとつにしても公表の段階までにはかなり時間が掛かる。広報に折り込まれている議会だよりも以前は詳しくなっているが、議会の議事録などはできるだけ早く見たい、インターネットで見たいという希望はある。それに対するアクセス方法がないことと、議員の真意を問いたい場合に議員に直接訊くことも可能だとは思いますが、議会が持つ情報も結構あると思う。その辺も分かり易くやってもらえれば良い。
- ・まだ議会に関する条文を検討していないが、今後は栗山町議会基本条例の話も出てくると思う。この前の議会でも答弁調整で中断したが、再開後に説明がない。栗山町の議会基本条例を見ると中断した理由を述べることに規定されている。傍聴者は市民でもあり、そういった議会運営は問題だと思う。

〔中山座長〕

- ・その件は、議会に関する条文検討時に議論してもらいたい。
- ・第 31 条（説明責任）には、第 2 項として応答責任を加えることとする。
- ・第 32 条（個人情報の保護）の内容について修正等はないか。
- ・個人情報の収集、利用、提供、管理とあるが、誤っていた場合の訂正というのは書かなくても良いのか。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・この条文でいうと「その他」に含まれる。行政の文書の書き方として「その他」は例示してあること以外全部が含まれる。

〔中山座長〕

- ・であれば、かなり網羅的になっているので、第 32 条は修正なしとする。

～ 検討内容のまとめ～

第 10 条（市民の責務）

第 1 項、第 2 項は、たたき台のとおり

第 3 項「前条の権利を行使する」を「まちづくりに参加する」に修正

第 4 項は削除

第 11 条（子どもの権利等）

子どもの権利条約に基づくことを明示すること、地域社会の将来的担い手として尊重されることなどについて地域色を交えて書く

第 30 条（情報の公開、提供及び公開）

第 1 項は削除

第 2 項を一部修正し「積極的に公表し」とする。

第 3 項を追加 知る権利、システム、必要な情報の作成、共有をキーワードとした内容

第 31 条（説明責任）

第 1 項 たたき台のとおり

第 2 項を追加 議会及び市長等の応答責任に関する内容

第 32 条（個人情報の保護）

たたき台のとおり

### 「共働」の解説（Q & A）について

〔中山座長〕

- ・「共働」の解説に関して、本日の専門部会で協議したことを簡単に説明して、次回会議で意見をもらいたいと思う。
- ・専門部会においてまとめた提言の内容は、今の「協働」の書かれ方は「共働」にかなり近いが、他で行われていることは、明らかに意味を広くとった「協働」ではないので、提言として「協働」を「共働」に換えるということはどうなのか、ということになった。
- ・提言の内容としては、「協働」の役割の見直しや修正を行ってもらい、「共働」が「協働」を包括するように提言する。例えば、豊田市で使われているような形で、皆が思っている「協働」の定義に修正してもらおう。
- ・その上でFAQを作成したので、これを見て次回までに考えをまとめてもらい、次回の会議で伺うこととしたい。

## 次回の会議について

〔中山座長〕

- ・次回は、「第7章 市民参加」を検討した後、原則に戻って話をする。

〔事務局～企画課長〕

- ・次回は3月下旬に開催する予定。

〔中山座長〕

- ・以上で、本日の会議を終了する。